令和４年10月

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）

「市内外資系企業紹介」WEBページ掲載企業の募集要項

１　掲載企業募集の趣旨

IDEC横浜では、横浜市内に拠点を持つ外資系企業と他の市内企業等との自発的な協業・連携の創出に向け、自社の活動について広く発信を希望する市内の外資系企業を募集し、同社の情報をIDEC横浜のホームページに掲載します。

２　掲載概要

1. 掲載先WEBページ

　 IDEC横浜の「市内外資系企業紹介」WEBページ内に掲載

URL：https://www.idec.or.jp/business/foreign/foreigncapital\_list.html

(2)掲載事項

　　 横浜市に拠点を持つ外資系企業の紹介

（法人名(URLハイパーリンク)、本社所在国/地域、業種、事業概要）

(3)掲載期間

　 令和４年10月～（順次掲載）

３　募集要領

1. 応募資格

次のすべての条件を満たす法人とします。

　　ア 横浜市内に拠点を持つ外資系企業

（外資系企業：外国の親会社が出資している企業）

イ 法人名ほか掲載事項を公開できること。

ウ 掲載する法人のホームページ（URL）内に、連絡のとれる法人の連絡先（電話番号、E-mail アドレスなど）が公開されていること

(2)申込方法

指定の申込フォームに、次の必要事項を記入のうえ提出。

<<必要事項>>

　以下、⑥～⑨はIDEC横浜のWEBページ内には掲載しません。

　　　① 法人名

　② 業種(日本標準産業分類表に規定する大分類及び中分類)

　③ 本社所在国/地域　　※WEBページ掲載の際には、表記は統一させて頂きます。

④ 事業概要 (30字以内)

⑤ 法人ホームページのURL

⑥ 横浜市内の拠点住所 ※非掲載

⑦ 代表者役職氏名 ※非掲載

⑧ 本件の担当者氏名 ※非掲載

⑨ 本件の連絡先（電話/E-mail） ※非掲載

　(3)募集期間

　 令和４年10月～(随時募集)

　(4)注意事項

　　ア　申込後、必要事項として記載頂いた内容の追加、修正をお願いすることがあります。

　　イ　申込を通じてIDEC横浜が取得した個人情報は、「市内外資系企業紹介」WEBページ及びそれらに付随する業務以外の目的には使用しません。

(5)掲載料

　　 無料

(6)掲載可否・欠格事由

　　 応募企業及びその関係者が、応募資格を満たすこと及び次の欠格事由に当たらないことを踏まえ、掲載可否を決定します（明らかに掲載できないと認められる応募企業に対しては、応募自体を受け付けませんので、あらかじめご了承ください）。

　ア 特定の政治活動又は宗教的活動に関係があり、若しくは暴力団その他反社会的勢力と関係がある。

　 イ 会社法の規定に違反し、又は民事再生法、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者である。

　 ウ 上記以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者が、役員として過去２年間に就任していたことがある。

　 エ IDEC横浜が管理運営する施設の入居者又は過去に当該施設に入居したことがある者で、賃料や使用料など支払が必要な料金を滞納したことがある（当該滞納が支払期限から１年以内に解消された場合を除く。）者。

オ 上記「エ」の滞納を発生させた者の代表者又は役員であった者が、役員又は支配人等重要・主要な職務に就いている企業である。

　 カ 上記のほか、「市内外資系企業紹介」WEBページに掲載するのが不適切であるとIDEC横浜が認めた企業である。

４　掲載の取りやめ

　　「市内外資系企業紹介」WEBページの掲載後に、掲載の取り止めを希望する場合は、IDEC横浜が指定する方法により、IDEC横浜に届け出ることとします。

５　掲載の取消し

「市内外資系企業紹介」WEBページへの掲載後に、掲載企業が以下のいずれかに該当した場合は、IDEC横浜は、当該企業への事前通告なしに掲載を取り消すことができるものとします。

　(1) IDEC横浜からの掲載内容に関する問合せ等に、掲載企業が応じない場合

(2)　次のいずれかの行為を行っているとIDEC横浜が判断した場合

ア　IDEC横浜及び当該ページの閲覧者に損害を与え、又は与えるおそれのある行為

イ　公序良俗に反する行為あるいは公序良俗に反する情報を当該ページの閲覧者に提供する行為

　　ウ　その他、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

　(3) 応募資格を満たさないこと又は欠格事由に該当することが判明した場合

　(4) 虚偽の内容に基づいて掲載申込をしたことが判明した場合

(5) その他、掲載企業として不適切とIDEC横浜が判断した場合

６　免責事項

　・「市内外資系企業紹介」WEBページへの掲載及び掲載の終了・取消しにより応募企業及び第三者が被った損害に対して、IDEC横浜は一切の責任を負いません。

・IDEC横浜は、当該ページの掲載企業と閲覧者が、掲載情報を用いて行う一切の行為について、一切の責任を負いません。

７　応募先及び問合せ先

　　公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEC横浜)国際ビジネス支援担当

　　E-Mail：[global@idec.or.jp](mailto:global@idec.or.jp)